

愛犬のための

狂犬病予防注射



🐾 狂犬病とは…

動物に咬まれた傷口から狂犬病ウイルスが侵入し、約3ヶ月の潜伏期間を経て狂犬病を発症します。現在でも治療方法がないため、ほぼ100%死に至る人獣共通感染症です。

どんな動物もこのウイルスを持つていますが、とくに身近な犬から感染する恐れがあるとして、飼犬については市町村への登録と、予防注射を行うように法律で義務付けられています。

もしも犬に咬まれたら、鳥取市保健所生活安全課（☎0857-2013675）へ必ず届出をしてください。飼い主が届け出を出さない状況であれば、被害者が届け出てくださいます。

🐾 町への登録

生後90日を経過した飼犬は必ず町に登録してください。死亡した場合も届出が必要です。

登録料 3,000円

福祉課の窓口へ届け出てください。鳥取県東部地区の各動物病院で登録の届出をしてください。

🐾 狂犬病予防注射

生後90日以上犬が年に一度受ける注射です。注射をした際は、福祉課の窓口で注射済票の交付申請を行うか、鳥取県東部地区の各動物病院で注射済票の交付を受けてください。

予防注射料 2,550円

注射済票交付料 550円

🐾 狂犬病予防注射の日程

本町では左表のとおり、集合予防注射を行います。

実施日	時間	会場
4月7日 (火)	午前9時35分 ～9時50分	土師地区 公民館
	午前10時10分 ～10時25分	富沢地区 公民館
4月10日 (金)	午前10時35分 ～11時30分	総合センター
	午前9時30分 ～9時50分	山郷地区 公民館
	午前10時10分 ～10時30分	山形第一 地区公民館
6月21日 (日)	午前9時20分 ～9時45分	総合センター

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予防注射を延期等する場合があります。

🐾 おねがい

会場で犬同士のけんかや他の飼い主への咬みつきなどの事故が起こらないよう、首輪や口輪等をきちんとつけ、犬をしっかりコントロールできる人が連れてきてください。万が一事故が起こった場合には、当事者同士の責任で対処してください。

1ヶ月以内に他のワクチン注射をした場合、あるいは妊娠中や授乳中、発情中、その他病気や体調不良などの異常が認められる場合には、その場での注射ができません。かかりつけの動物病院に相談して後日注射してください。

健康な犬でも数万頭に1頭の割合で、ワクチンによる痛みやショック死などの副反応が生じる場合があります。副反応が生じても各会場では応急処置のみで、完全な治療はできないことを了承ください。了承いただけない場合は、動物病院での注射をお勧めしません。

問合せ先

保健センター福祉課

☎75-4101

鳥取市保健所生活安全課

☎0857-20-3675